

# 村山市地域防災計画

令和 4 年 5 月  
村 山 市



## 村山市地域防災計画・本編（目次）

## 第1編 総則

第1章 総則	1
第2章 防災関係機関の事務（業務）の大綱	3
第3章 村山市の概況	15
第4章 予想される被害等の状況	17

## 第2編 震災対策編

## 第1章 災害予防計画

第1節 基本方針	23
第2節 防災知識の普及計画	24
第3節 地域防災力強化計画	28
第4節 災害ボランティア受入体制整備計画	32
第5節 防災訓練計画	35
第6節 避難体制整備計画	37
第7節 救助・救急体制整備計画	42
第8節 火災予防計画	45
第9節 医療救護体制整備計画	47
第10節 地震防災施設等整備計画	50
第11節 防災用通信施設災害予防計画	52
第12節 地盤（土砂）災害等予防計画	55
第13節 孤立集落予防計画	58
第14節 都市防災計画	61
第15節 建築物災害予防計画	62
第16節 危険物等施設災害予防計画	65
第17節 ライフライン施設の災害予防計画	
第1款 上水道施設災害予防計画	66
第2款 下水道施設災害予防計画	69
第3款 その他のライフライン施設災害予防計画	71
第18節 農地、農業用施設災害予防計画	73
第19節 輸送体制整備計画	74
第20節 食料・飲料水及び生活必需品等の確保計画	76
第21節 文教施設における災害予防計画	78
第22節 要配慮者の安全確保計画	81
第23節 積雪期における地震災害予防計画	89

第2章	災害応急計画	
第1節	防災体制の確立	
第1款	市災害対策本部の設置	91
第2款	職員の動員配備計画	101
第3款	広域応援計画	105
第3款の2	広域避難計画	109
第4款	自衛隊の災害派遣体制	112
第2節	情報収集伝達関係	
第1款	災害情報収集・伝達計画	117
第2款	広報計画	121
第3節	避難計画	126
第4節	避難所運営計画	132
第5節	孤立集落の応急計画	137
第6節	救助・救急計画	139
第7節	医療救護計画	142
第8節	消火活動計画	146
第9節	危険物等施設応急計画	148
第10節	行方不明者等の捜索及び遺体対策計画	151
第11節	交通輸送計画	153
第12節	ライフライン施設の応急対策計画	
第1款	給水・上水道施設災害応急計画	156
第2款	下水道施設災害応急計画	160
第3款	その他のライフライン施設災害応急計画	162
第13節	生活支援関係	
第1款	応急給水計画	164
第2款	食料供給計画	166
第3款	生活必需品等物資供給計画	169
第4款	保健・防疫計画	172
第5款	廃棄物処理計画	176
第14節	障害物の除去計画	179
第15節	文教対策	180
第16節	要配慮者の応急対策	184
第17節	応急住宅対策	187
第18節	技術者等動員計画	190
第19節	水害対策	191
第20節	災害救助法の適用	193
第21節	自発的支援の受入計画	197

## 第3章 災害復旧・復興計画

第1節	公共施設等災害復旧計画	201
第2節	被災者の生活安定対策	204
第3節	事業所等への融資	214
第4節	激甚災害指定による復旧	223
第5節	災害復旧計画	225

## 第3編 風水害対策編

## 第1章 災害予防計画

第1節	基本方針	227
第2節	防災知識の普及計画	228
第3節	地域防災力強化計画	233
第4節	災害ボランティアの受入体制整備計画	233
第5節	防災訓練計画	234
第6節	避難体制整備計画	235
第7節	医療救護体制整備計画	235
第8節	水害予防計画	236
第9節	土砂災害予防計画	239
第10節	建築物災害予防計画	244
第11節	ライフライン施設の災害予防計画	
第1款	上水道施設災害予防計画	246
第2款	下水道施設災害予防計画	248
第3款	その他のライフライン施設災害予防計画	250
第12節	輸送体制整備計画	250
第13節	食料・飲料水及び生活必需品等の確保計画	250
第14節	要配慮者の安全確保計画	251

## 第2章 災害応急計画

## 第1節 水害対策計画

第1款	水防活動計画	253
第2款	応援計画	261
第2節	防災対制の確立	262
第3節	情報収集伝達関係	262
第4節	避難計画	263
第5節	避難所運営計画	269
第6節	救助・救急計画	269
第7節	医療救護計画	269
第8節	行方不明者等の捜索及び遺体対策計画	269

第9節	交通輸送計画	270
第10節	ライフライン施設の応急対策計画	270
第11節	応急給水計画	270
第12節	食料供給計画	270
第13節	生活必需品等物資供給計画	271
第14節	保健・防疫計画	271
第15節	廃棄物処理計画	271
第16節	障害物の除去計画	271
第17節	文教対策	272
第18節	要配慮者の応急対策	273
第19節	応急住宅対策	276
第20節	技術者等動員計画	276
第21節	災害救助法の適用	276
第22節	自発的支援の受入計画	276
第3章	災害復旧・復興計画	277

#### 第4編 個別災害対策編

第1章	雪害対策計画	
第1節	雪害予防計画	279
第2節	除雪・排雪計画	282
第2章	道路災害対策計画	284
第3章	列車災害対策計画	
第1節	列車災害予防計画	286
第2節	列車災害応急計画	287
第4章	航空災害対策計画	
第1節	航空災害予防計画	289
第2節	航空災害応急計画	289
第5章	放射線対策計画	291

# 第 1 編





## 第1編 総 則

### 第1章 総 則

#### ～ 防災計画で、市民の生命、財産を守る ～

#### 1 計画の基本的な考え方

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、その法律の目的を尊重し、村山市において発生するおそれのある各種災害に対処するため、必要な事項を定め、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とするものである。

#### 2 計画の方針

- (1) この計画の実施のため、国、山形県、村山市など関係機関並びに民間団体、市民が一致協力して、上記の目的の達成にあたるものである。
- (2) この計画は、本市及び関係機関、団体が防災対策の上で、行うべき総合的かつ具体的な事項を定める。
- (3) 災害を完全に防ぐことは不可能であり、被災しても人命が失われないことを最重要視し、被害が出来るだけ少なくなるよう備える「減災」の考え方を基本とする。
- (4) 関係機関、団体はこの計画を踏まえ、行動詳細計画等を定め、その具体的推進を図るとともに、人的被害、経済被害を軽減する減災のための市民運動の展開を図る。
- (5) 村山市防災会議は、人口増減など自然動態、都市化など社会動態の変換のほか、被災地の災害教訓を踏まえて、災害対策基本法第42条の規定により、毎年度この計画に検討を加え、必要があると認めるときにはこれを修正する。
- (6) 各防災関係機関、団体は(4)にある行動詳細計画等について、上記の修正の趣旨を踏まえ、必要があると認めるときには修正し、これを村山市防災会議に提出する。
- (7) 村山市防災会議は、当該事項の提出があり、かつ、この計画の修正が必要と認めるときには、これを修正する。

#### 3 防災の基本理念

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

各段階における基本理念は、以下の通りである。

##### (1) 周到かつ十分な災害予防

- ア 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。
- イ 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

##### (2) 迅速かつ円滑な災害応急対策

- ア 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

イ 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下、「要配慮者 \*」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

(3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

\* 要配慮者とは、高齢者（ひとり暮らし高齢者等（独居世帯、高齢者のみ世帯、日中高齢者のみ世帯）、ねたきり高齢者、認知症高齢者）、身体障がい者（視覚・聴覚障がい者、肢体不自由者、内部障がい者、難病患者等）、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、妊産婦、乳幼児・児童、日本語に不慣れな外国人等で、次のような方々を対象としています。

- 自分の身の危険を察知できない、もしくは困難な方
- 身の危険を察知できても救助者に伝えられない、もしくは困難な方
- 危険を知らせる情報を受け取ることができない、もしくは困難な方
- 危険を知らせる情報を受け取っても、対応行動ができない、もしくは困難な方
- 災害時（避難指示等の発令から平常の生活が回復するまでの間）被災地で生活する際に何らかの配慮が必要な方

4 用語の意義

- |              |  |
|--------------|--|
| (1) 市地域防災計画  | 「村山市地域防災計画」をいう。  |
| (2) 市災害対策本部  | 「村山市災害対策本部」をいう。  |
| (3) 市災害対策本部長 | 「村山市災害対策本部長」をいう。   |
| (4) 防災関係機関   | 国、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関・団体をいう。 |
| (5) 県救助法細則   | 山形県災害救助法施行細則（昭和35年県規則第4号）をいう。                                    |
| (6) 広域相互応援協定 | 大規模災害時の山形縣市町村広域相互応援に関する協定をいう。                                    |

## 第2章 防災関係機関の事務（業務）の大綱

### ～ 防災関係機関の業務連携を図り、市民の生命、財産を守る ～

#### 1 防災関係機関の責務

##### (1) 村山市

村山市は、基礎的な地方公共団体として、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、山形県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、他の地方公共機関の協力の下、防災活動を行う。

##### (2) 山形県

山形県は、広域的な地方公共団体として、県の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関や他の地方公共団体の協力を得て、防災計画を作成し、法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村や指定地方公共機関の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

##### (3) 指定地方行政機関

指定地方公共機関は、村山市の生命、身体及び財産を災害から保護するために、自ら防災活動を実施するとともに、村山市が行う防災活動が円滑に行われるよう、それぞれの公共的業務に応じて協力するものとする。

##### (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性、公益性にかんがみ、その業務について、自ら防災活動を実施するとともに、県や村山市の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

##### (5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体や防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施する。また、県、村山市その他防災機関の防災活動に協力する。

#### 2 市民の役割

「自助：自分のことは自分で守る。共助：自分たちの地域は自分たちで守る。」ことが防災の基本であり、市民は自覚をもち平素から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。特に大規模地震が発生したときには、防災関係機関の初期活動が制限されることが予想されるので、市民は自分の安全が図られるよう行動するとともに、近隣の住民と連携し、消火や救助、救急活動に積極的に取り組むよう努める。

## 3 防災関係機関の事務（業務）の大綱

## (1) 村山市関係

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
村山市	1 村山市防災会議に関する こと 2 自主防災組織の育成 指導に関すること 3 防災に関する調査、教 育及び訓練に関するこ と 4 防災に係る気象、地象 及び水象の観測、予報そ の他の業務に関する施 設、設備及び組織の整備 並びに災害の予報及び 警報伝達の改善に関す ること 5 防災思想の普及及び 災害安全運動に関す ること 6 通信施設及び組織に 関すること 7 水防、火災、救助その 他の災害応急措置に関 する施設及び組織の整 備並びに物資及び資機 材の備蓄に関すること 8 治山治水その他市域 の保全に関すること 9 建物の不燃堅ろう化 その他都市の防災構造 上の改善、災害危険区 域の指定及び対策に関 すること 10 災害発生の防御又は 拡大防止のための措置 に関すること 11 在宅の要配慮者対策 に関すること	1 市災害対策本部の設置 及び運営に関すること 2 指定地方行政機関の長 等及び県知事に対する職 員の派遣要請、並びに他の 市町村長に対する応援の 要請に関すること 3 県知事の委任を受けて 行う、災害救助法に基づく 被災者の救助に関するこ と 4 損失及び損害補償並び に公的徴収金の減免等に 関すること 5 災害情報の収集に関す ること 6 災害広報に関すること 7 災害予報警報の情報伝 達、並びに避難の指示及び 警戒区域設定に関するこ と 8 被災者の救助に関する こと 9 消防活動の及び浸水対 策活動に関すること 10 緊急輸送の確保に関す ること 11 ライフラインの確保に 関すること 12 公共土木施設、農地、農 業施設、林地・林業用施設 に対する応急措置に関す ること 13 農産物、家畜、林産物、 水産物に対する応急措置 に関すること 14 食料その他の生活必需 品の需給計画に関するこ と	1 被災者のための相 談に関すること 2 見舞金等の支給に 関すること 3 雇用の安定に関す ること 4 住宅対策に関する こと 5 租税の特例措置に 関すること 6 農林漁業者、中小企 業等に対する金融対 策に関すること 7 公共施設等の災害 復旧に関すること

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
		15 災害時の清掃、防疫その他保健衛生の応急措置に関すること 16 被災児童、生徒に対する応急教育に関すること 17 被災要配慮者に対する相談、援護に関すること	
村山市 消防本部	1 災害に対する予防、防 御と拡大防止対策に関 すること 2 消防機材の整備充実 と訓練に関すること	1 災害時における人命救 助対策に関すること 2 災害時における危険物 の災害防止対策に関す ること	
村山市 消防団	1 水防、火災、救助その 他災害応急措置に関す る施設、組織の整備並び に物資及び資機材の備 蓄に関すること 2 防災に係わる教育及 び訓練に関すること	1 消防水利その他応急処 置に関すること 2 被災者の救護、救助に関 すること	

(2) 山形県関係

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
山形県	1 山形県防災会議に関 すること 2 防災関係機関相互の 総合調整に関すること 3 災害及び防災に関す る科学的研究とその成 果の実現に関すること 4 防災に関する気象、地 象及び水象の観測、予 報、情報その他の業務に 関する施設、設備及び組 織の整備、並びに災害の 予報及び警報の伝達に 関すること 5 防災思想の普及及び 災害安全運動に関する こと 6 防災に係わる教育及 び訓練に関すること	1 山形県災害対策本部の 設置及び運営に関するこ と 2 防災関係機関相互の総 合調整に関すること 3 市の実施する被災者の 救助の応援及び調整に関 すること 4 自衛隊の派遣要請に関 すること 5 指定行政機関に対する 職員の派遣要請に関する こと 6 建設機械及び技術者の 現況把握、並びにその緊急 使用又は従事命令に関す ること	1 被災者のための相 談に関すること 2 見舞金等の支給等 に関すること 3 雇用の安定に関す ること 4 生活関連物資の需 給・価格状況の調査等 に関すること 5 住宅対策に関する こと 6 租税の特例措置に 関すること 7 農林漁業者及び中 小企業等に対する金 融対策に関すること 8 公共施設等の災害 復旧に関すること

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
	<p>7 通信施設及び組織の整備に関すること</p> <p>8 水防、火災、救助その他の災害応急に関する施設及び組織の整備並びに物資及び資機材の備蓄に関すること</p> <p>9 治山治水その他県土の保全に関すること</p> <p>10 建物の不燃堅ろう化その他都市の防災構造上の改善、災害危険区域の指定及び対策に関すること</p> <p>11 災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること</p> <p>12 在宅の要配慮者対策に関すること</p>	<p>7 損失及び損害補償並びに公的徴収金の減免等に関すること</p> <p>8 応急措置のための財産又は物品貸付けに関すること</p> <p>9 市の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、支援に関すること</p> <p>10 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること</p> <p>11 災害予警報等の情報伝達並びに災害情報の収集伝達に関すること</p> <p>12 災害広報に関すること</p> <p>13 緊急輸送の確保に関すること</p> <p>14 ライフラインの確保に関すること</p> <p>15 公共土木施設、農地・農業用施設及び林地・林業用施設等に対する応急措置に関すること</p> <p>16 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること</p> <p>17 食料その他の生活必需品の需給調整に関すること</p> <p>18 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関すること</p> <p>19 被災児童及び生徒 に対する応急の教育に関すること</p> <p>20 被災要配慮者に対する相談及び援護に関すること</p> <p>21 その他市の応急措置の実施又は応援の指示及び代行に関すること</p>	

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
山形県 警察本部 (村山警察署)	1 災害警備用の装備資 機材及び地震対策用の 交通安全施設の整備充 実に関する事 2 災害警備の教養訓練 に関する事 3 防災広報に関するこ と	1 災害情報及び交通情報 の収集に関する事 2 被災者の救助及び避難 誘導に関する事 3 交通規制、緊急通行車両 の確認及び緊急輸送路の 確保に関する事 4 行方不明者の調査及び 死体の検視に関する事 5 犯罪の予防・取締り、混 乱の防止、その他秩序の維 持に関する事	

(3) 指定地方行政機関

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
農林水産省 東北農政局 山形県拠点	1 農地防災事業及び地 すべり対策事業の実施 に関する事 2 防災教育、総合訓練及 び農家に対する防災思 想の普及並びに防災営 農体制の確立指導に関 する事	1 災害情報の収集、種もみ の備蓄及び供給、病害虫の 防除、家畜の伝染病予防及 び飼料の確保、土地改良機 械の現況把握及び緊急使 用措置、技術者の動員措置 に関する事 2 災害時における応急食 料の調達・供給に関する情 報収集・連絡に関する事	農地及び農業用施設 並びにこれらの関連施 設の災害復旧、直轄代行 災害復旧事業、鉱害復旧 事業、災害金融に関する こと
山形森林管理署	1 治山事業及び地すべ り対策事業の実施に関 する事 2 防災教育及び防災訓 練の実施並びに林野火 災の防止に関する事	災害情報の収集、災害復旧 用材の供給に関する事	林地、林道及び林業施 設の災害復旧に関する こと
東京航空局 山形空港出張所	山形空港における航空 保安・航空輸送事業及びそ の他航空に係る事業の防 災訓練に関する事	山形空港における国所管 の航空保安施設の管理運用 に関する事	
東北財務局 山形財務事務所			1 金融機関の業務運 用の確保に関するこ と 2 県及び市町村の災 害対策に係る地方債 に関する事

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
			<p>3 県及び市町村に対する災害つなぎ資金の融通に関すること</p> <p>4 公共団体が応急措置の用に供する普通財産の貸付に関すること</p>
<p>東北運輸局 山形運輸支局</p>	<p>緊急輸送、代替輸送の実施体制の整備等に係る関係事業者等への指導・助言及び防災訓練の実施並びに交通施設等の安全確保に関すること</p>	<p>1 交通施設等の被害、公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報収集及び伝達に関すること</p> <p>2 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること</p>	<p>復旧・復興のための物資等の円滑かつ効率的な輸送に係る調整に関すること</p>
<p>山形地方气象台</p>	<p>1 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること</p> <p>2 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること</p> <p>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること</p>	<p>1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表に関すること</p> <p>2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること</p>	<p>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説等に関すること</p>
<p>東北地方整備局 山形河川 国道事務所</p>	<p>1 防災上必要な教育及び訓練の実施並びに一般市民の防災意識の高揚、防災知識の普及に関すること</p> <p>2 通信施設、観測施設、防災用機械、資機材の整備に関すること</p> <p>3 災害危険箇所における河川、海岸、砂防、道路施設等の防災事業推進に関すること</p> <p>4 重要水防区域、地すべり防止区域及び道路通行規制区間における必要な措置並びに土石流</p>	<p>1 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関すること</p> <p>2 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること</p> <p>3 建設機械及び技術者の現況把握に関すること</p> <p>4 緊急災害派遣隊（TEC-FORCE）などによる災害時における復旧資材の確保に関すること</p> <p>5 災害発生が予想されるとき、又は災害時における応急工事等の実施に関すること</p>	<p>二次災害の防止及び迅速な復旧に関すること</p>



機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
	危険区域の指導に関すること 5 官公庁施設の災害予防措置に関すること 6 雪害予防施設及び除雪体制の整備に関すること	6 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること	
村山労働基準 監督署	大規模な爆発、災害の労働災害の原因となる災害の防止に関すること	災害応急工事等の監督指導、二次災害発生防止に関すること	災害復旧工事等の監督指導、被災事業場の操業再開時における災害防止に関すること

(4) 自衛隊

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
陸上自衛隊 第六師団	防災関係資料の基礎調査、関係機関との連絡調整、災害派遣計画の作成、防災訓練、防災関係資器材等の整備点検に関すること	1 災害派遣初動の準備体制強化及び関係機関への連絡員の派遣、情報収集等並びに災害関係予報及び警報の伝達に対する協力、関係機関からの要請若しくは緊急事態に伴う部隊等の派遣に関すること 2 被害状況の把握、避難の援助、遭難者等の搜索救助、水防活動、消防活動、道路又は水路啓開に関すること 3 診察、防疫の支援に関すること 4 人員及び物資の緊急輸送、炊飯及び給水の支援、救助物資の無償貸付又は譲与、交通規制の支援に関すること 5 危険物の保安及び除去、その他臨機の必要に対し自衛隊の能力で対処可能な措置に関すること	自衛隊法第100条に基づく土木工事等の受託に関すること

(5) 指定公共機関

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
日本郵政 株式会社 (東根郵便局) (村山郵便局)	災害発生時の郵政事務の運営確保体制整備に関すること		1 災害時における日本郵便株式会社の業務運営の確保に関すること 2 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること 3 株式会社ゆうちょ銀行の非常扱い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱いに関すること
東日本電信電話 株式会社 (山形支店)	高度情報網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること	1 大津波警報・津波警報の伝達に関すること 2 災害時における通信の確保、利用調整及び料金の減免に関すること	1 避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免等料金の特例に関すること 2 電気通信施設の災害復旧に関すること
東北電力ネットワーク株式会社 (天童電力センター)	配電施設の新設並びに既設設備の点検・保守工事による維持管理に関すること	災害時における電力供給の確保及び調整に関すること	電気供給施設の災害復旧に関すること
ヤマト運輸 株式会社 (村山営業所)		1 物資等の各種輸送計画の策定及び実施に関すること 2 緊急及び代行輸送体制の確立及び貨物の損害防止に関すること	
東日本旅客鉄道 株式会社 (村山駅)	1 線路及び建設物の警備、保存及び管理に関すること 2 鉄道林の新設、改良、保存及び管理に関すること	1 送電設備、電車線及び変電設備の防護等、列車運転用電力の確保に関すること 2 列車の運転用信号通信	線路等鉄道施設の災害復旧に関すること

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
		施設及び信号保安機器の防護に関すること 3 気象情報の伝達及び災害対策本部の設置等応急体制の確立に関すること 4 災害時における救助物資及び人員の輸送確保に関すること	
日本銀行 (山形事務所)		1 通貨の供給の確保に関すること 2 金融上の措置の実施に関すること 3 金融上の措置の広報に関すること	
日本赤十字社 (山形県支部)		1 災害時における傷病者の医療救護に関すること 2 被災者に対する救援物資の配分に関すること 3 こころのケアに関すること 4 赤十字ボランティアの活動の指導に関すること 5 義援金の募集受付に関すること	
日本放送協会 (山形放送局)	災害予防の放送に関すること	1 気象予報、注意報、警報、特別警報及び災害情報等の放送に関すること 2 救護奉仕活動及び奉仕団体等の活動に対する協力に関すること	放送施設の災害復旧に関すること
東日本高速道路株式会社 (東北支社山形管理事務所、山形工事事務所)	所轄する有料道路の災害防止に関すること	1 災害時の所轄有料道路における輸送路の確保に関すること 2 災害時における緊急車両の通行料金免除に関すること	所轄する有料道路の災害復旧に関すること

(6) 指定地方公共機関

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
山形放送株式会社 株式会社山形テレビ 株式会社テレビユー山形 株式会社さくらんぼ テレビジョン 株式会社エフエム山形	災害予防の放送に すること	1 気象予報、注意報、 警報、特別警報及び災 害情報等の放送に関 すること 2 救援奉仕活動及び 奉仕団体等の活動に 対する協力に関する こと	
山形交通バス株式会社		災害時における自動 車輸送の確保及び緊急 輸送の実施に関する こと	
村山市医師会		災害時における医療 救護に関すること	
市内土地改良区	水門、水路、ため池及 び農道、その他農業用施 設の整備及び維持管理 に関すること	農地及び農業用施設 の被災状況調査に関 すること	農地、農業用施設の 災害復旧事業に関す ること

(7) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
北村山公立病院		1 災害時における収 容患者に対する医療 の確保に関すること 2 災害時における負 傷者等の医療救護に 関すること	
東根市外二市一町 共立衛生処理組合		1 災害時におけるし 尿処理に関すること 2 災害時における廃 棄物、ゴミ等の収集に 関すること	
村山市商工会		1 災害時における物 価安定についての協 力及び徹底に関する こと 2 救助用物資の確保 についての協力に関 すること	復旧資材の確保に ついでの協力及び斡 旋に関すること

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
農業協同組合 森林組合等 農林関係団体		共同利用施設の応急対策に関する事 こと	1 共同利用施設の復旧に関する事 こと 2 被災組合員に対する融資及びあつせんに関する事 こと
一般運輸事業者		災害時における緊急輸送の確保に関する事 こと	
危険物関係施設 の管理者		災害時における危険物の保安措置に関する事 こと	
病院経営者等		1 災害時における収容患者の避難誘導に関する事 こと 2 被災負傷者等の収容に関する事 こと 3 災害時における医療、助産等の援助に関する事 こと 4 近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関する事 こと	
社会福祉協議会		1 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関する事 こと 2 福祉救助ボランティアに関する事 こと	
社会福祉団体	防災に関する施設の整備と避難訓練等の防災予防対策に関する事 こと	災害時における収容者の避難誘導に関する事 こと	
建設業協会等 建設業者		1 防災対策資機材、人員の確保に関する事 こと 2 障害物の除去等応急・復旧対策に関する事 こと	
山形県LPガス協会 北村山支部	1 液化石油ガス消費設備の安全指導に関する事 こと 2 応急燃料の確保に関する事 こと	被災地に対する燃料の供給に関する事 こと	

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
町内会等自治組織		1 地域における市民の避難誘導、被災者の救護、感染症の予防物資の供給、防犯に対する協力に関すること 2 市が実施する応急対策についての協力に関すること	
婦人会等 文化事業団体		市が実施する応急対策についての協力に関すること	
その他公共的団体及び 防災上重要な施設の管理者	それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧に関すること		

資料編：防災関係機関一覧  
報道機関

## 第3章 村山市の概況

## ～ 市の概況を把握し、適切な対応を図る ～

## 1 自然環境

## (1) 位置

村山市は、山形県のほぼ中央に位置し、東を奥羽山脈、西を出羽丘陵に囲まれ、中央を最上川が蛇行しながら南北に貫流しており、流域には肥沃な土地が開けている。

また、市の東部を国道13号、西部を国道347号が縦貫し、山形新幹線村山駅などのほか山形空港が近く、東北中央自動車道の村山本飯田－東根北間も開通する予定で、山形市、仙台市など交通の利便性が向上している。

## (2) 緯経度

北緯 38° 29' 東経 140° 23'

## (3) 面積等

面積 196.98km<sup>2</sup>  
東西の距離 22.1km 南北の距離 14.9km

## (4) 地形、地質、気候

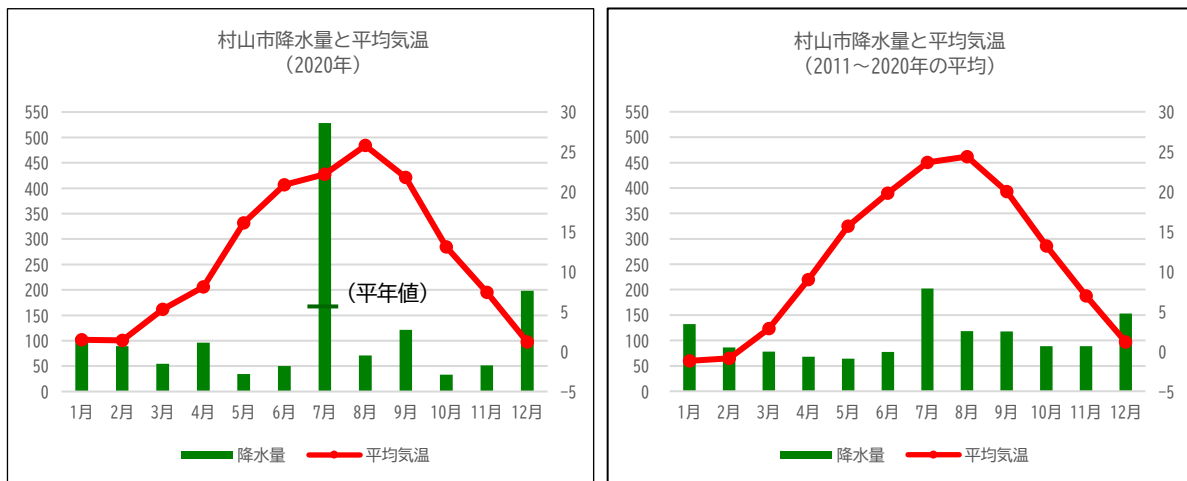
村山市は東の奥羽山脈、東の甑岳（1,016m）を源とする大沢川、大旦川、沢の目川、西の葉山（1,462m）を源とする千座川、田村川、樽石川、富並川が市の中央を貫流する最上川に注いでいる。

地質は、最上川流域の平野部は比較的新しい第四紀現世の沖積層であり、東部は新第三紀中新世の古口層及び金山層で、西部は新第三紀中新世の古口層及び三盛層である。中心市街地楯岡地域一帯は沖積層となっており、軟弱な地層で基盤層までが深い。

気候は典型的な内陸型で夏冬の温度差は大きい。

資料編：気象概況

## (5) 村山市の降水量と平均気温（統計）



※ 2020年（令和2年）は、「7月豪雨」のため、突出している。  
（平年値は、170mm程度）

## (5) 村山市における主な災害記録

資料編：村山市における主な災害記録

## 2 社会環境

## (1) 人口と世帯数（国勢調査：令和2年10月1日現在）

人口	世帯数	人口密度	一世帯たり人員
22,516人	7,579戸	114.4/km <sup>2</sup>	2.97人

## (2) 各地区別世帯数及び人口（国勢調査：令和2年10月1日現在）

地区名	楯岡	西郷	大倉	大久保	富本	戸沢	袖崎	大高根
世帯数（戸）	3,479	962	383	544	512	849	413	437
人口（人）	9,646	3,057	1,199	1,735	1,668	2,662	1,199	1,350
1世帯人口	2.8	3.2	3.1	3.2	3.3	3.1	2.9	3.1

## (3) 常住地人口（夜間人口）及び従業地・通勤地による人口（昼間人口）

（国勢調査：平成27年10月1日現在）

単位（人）

常住地人口	従業地・通学地による人口	流入超過	通勤・通学者数 （15歳未満の通学者を含む）		通勤・通学者数 （15歳以上）	
			流入	流出	流入	流出
夜間人口（C）	昼間人口（D）	（C）－（D）				
24,684	23,618	△1,066	5,091	6,157	5,041	6,149

## (4) 産業別人口（国勢調査：平成27年10月1日現在）

産業別	第一次産業	第二次産業	第三次産業
人口（人）	1,805	4,653	6,058
割合（%）	14.4	37.1	48.3



## 第4章 予想される被害の状況

### ～ 想定被害を把握し、適切な減災対策を図る ～

#### 1 概要

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、これまでの想定を超える大きな被害をもたらし、このような地震が日本各地で発生する可能性のあることを示した。

想定被害を把握することで、地震による被害を軽減する「減災」の考え方を基本に地震防災対策に取り組んでいく。

#### 2 地震による被害想定

- (1) 市地域防災計画が、阪神・淡路大震災を引き起こした兵庫県南部地震クラスの内陸型地震及び新潟県中越地震クラスの中山間地域の地震にも有効に機能するようにすることは重要な課題であり、そのためにはこのような大規模地震が県内に発生した場合の村山市の被害を想定することが必要である。

このような観点から、平成8年度及び平成9年度の2カ年にわたり、県が実施した「山形県地震対策基礎調査」における調査報告書及び山形盆地断層帯被害想定調査をもとに、村山市の想定被害量を設定するものとする。

- (2) 震源域は、「新編日本の活断層（東京大学出版会）」における活断層の分布状況等を考慮し、「山形盆地断層帯の長期評価（地震調査研究推進本部地震調査委員会）」に基づき、想定地震を以下のとおり設定する。

##### ア 想定地震

種類	想定地震名	地震の規模(マグニチュード)	起震断層長さ
内陸型地震	山形盆地断層帯地震	7.8	60 km

※ 他の断層帯に起因する地震も想定されているが、最大被害をもたらすと予想されるケースを設定するものとする。

##### イ 発災ケース

過去の地震の例などから、地震発生の季節や時刻によって被害想定が異なってくることが考えられるため、報告書により、在宅の状況、積雪の有無、火気の使用状況等の条件の異なる3つのケースを設定する。

	冬季夕方	冬季早朝	夏季昼間
風速 (m/s)	1.4	1.4	1.5
風向	南西	南西	北
屋根の積雪	30 cm	30 cm	なし

山形盆地断層帯地震被害想定（村山市）

（平成14年 山形盆地断層帯被害想定調査）

区 分	発災ケース			兵庫県南部地震
	冬季夕方	冬季早朝	夏季昼間	
地震の規模	M7.8			M7.3
震 度	震度6強～7			震度4～7
建物全壊	1,460 棟 11.0%		1,150 棟 8.6%	92,877 棟 4.8%
建物半壊	1,930 棟 14.5%		1,749 棟 13.1%	99,829 棟 5.2%
全半壊計	3,390 棟		2,899 棟	192,706 棟
出 火	13 件	5 件	1 件	257 件
建物消失	16 棟 0.12%	7 棟 0.05%	2 棟 0.01%	7,119 棟 0.4%
死 者	70 人 0.25%	87 人 0.31%	54 人 0.19%	5480 人 0.1%
負 傷 者	789 人 2.8%	902 人 3.2%	648 人 2.3%	34,900 人 0.6%
死傷者計	859 人	989 人	702 人	40,380 人
全半壊建物被災者	7,499 人 26.6%	7,583 人 26.9%	6,484 人 23.0%	詳細不明
指定避難所生活者	3,608 人 12.8%	3,580 人 12.7%	2,988 人 10.6%	32 万人 5.6%
上水道断水世帯	7,816 世帯 100%			130 万世帯 阪神地区
下水道 排水困難世帯数	11 世帯 0.38%			
停電世帯	3,478 世帯 44.5%		3,314 世帯 42.4%	100 万世帯 阪神地区
電話不通世帯	2,095 世帯 26.8%		1,876 世帯 24.0%	29 万世帯 阪神地区

平成14年 山形盆地断層帯地震被害想定（地域別）

単位（人）

地域名	人口	死者			負傷者			死傷者計		
		冬季 夕方	冬季 早朝	夏季 昼間	冬季 夕方	冬季 早朝	夏季 昼間	冬季 夕方	冬季 早朝	夏季 昼間
楯岡	10,307	26	32	20	289	330	237	314	362	257
西郷	4,040	10	13	8	113	129	93	123	142	101
大倉	1,735	4	5	3	49	56	40	53	61	43
大久保	2,318	6	7	4	65	74	53	71	81	58
富本	2,261	6	7	4	63	72	52	69	79	56
戸沢	3,671	9	11	7	103	117	84	112	129	91
袖崎	1,797	4	6	3	50	58	41	55	63	45
大高根	2,060	5	6	4	58	66	47	63	72	51
合計	28,191	70	87	53	790	902	647	860	989	700

地域名	人口	指定避難所生活者			全半壊罹災者数		
		冬季 夕方	冬季 早朝	夏季 昼間	冬季 夕方	冬季 早朝	夏季 昼間
楯岡	10,307	1,319	1,309	1,093	2,742	2,773	2,371
西郷	4,040	517	513	428	1,087	1,087	929
大倉	1,735	222	220	184	467	467	399
大久保	2,318	297	294	246	617	624	533
富本	2,261	289	287	240	601	608	520
戸沢	3,671	470	466	389	976	987	844
袖崎	1,797	230	228	190	478	483	413
大高根	2,060	264	262	219	548	555	474
合計	28,191	3,608	3,580	2,988	7,499	7,583	6,484

単位（戸）

地域名	世帯数	上水道断水世帯			停電世帯			電話不通世帯		
		冬季 夕方	冬季 早朝	夏季 昼間	冬季 夕方	冬季 早朝	夏季 昼間	冬季 夕方	冬季 早朝	夏季 昼間
楯岡	3,286	3,286	3,286	3,286	1,462	1,462	1,393	881	881	789
西郷	1,009	1,009	1,009	1,009	449	449	428	270	270	242
大倉	436	436	436	436	194	194	185	117	117	105
大久保	587	587	587	587	261	261	249	157	157	141
富本	570	570	570	570	254	254	242	153	153	137
戸沢	917	917	917	917	408	408	389	246	246	220
袖崎	497	490	490	490	221	221	211	133	133	119
大高根	514	514	514	514	229	229	218	138	138	123
合計	7,816	7,816	7,816	7,816	3,478	3,478	3,314	2,095	2,095	1,876

長井盆地西縁断層帯地震被害想定（村山市）

（平成18年 山形県地震被害想定調査）

区 分	発災ケース			兵庫県南部地震
	冬季夕方	冬季早朝	夏季昼間	
地震の規模	M7.7			M7.3
震 度	震度6弱～6強			震度4～7
建物全壊	169棟 1.1%		159棟 1.0%	92,877棟 4.8%
建物半壊	863棟 5.5%		812棟 5.2%	99,829棟 5.2%
全半壊計	1,032棟		971棟	192,706棟
出 火	0件	0件	0件	257件
建物消失	0棟 0.0%	0棟 0.0%	0棟 0.0%	7,119棟 0.4%
死 者	8人 0.03%	13人 0.04%	6人 0.02%	5480人 0.1%
負 傷 者	186人 0.7%	257人 0.9%	153人 0.5%	34,900人 0.6%
死傷者計	194人	270人	159人	40,380人
指定避難所生活者	1,090人 3.6%	1,345人 4.5%	1,090人 3.6%	32万人 5.6%
上水道断水世帯	地震直後 6,357世帯 80.9% 一日後 3,953世帯 50.3%			130万世帯 阪神地区
下水道 排水困難世帯数	672人 3.63%			
停電世帯	1,371世帯 17.3%			100万世帯 阪神地区
電話不通世帯	832世帯 8.6%			29万世帯 阪神地区
LPGガス 要点検世帯	429世帯 6.6%			

※ 数値の『0』は、想定上1に満たないもの。

庄内平野東縁断層帯地震被害想定（村山市）

（平成18年 山形県地震被害想定調査）

区 分	発災ケース			兵庫県南部地震
	冬季夕方	冬季早朝	夏季昼間	
地震の規模	北部 M7.1			M7.3
	南部 M6.9			
震 度	震度5強～6弱			震度4～7
建物全壊	7棟 0.04%	7棟 0.04%	7棟 0.04%	92,877棟 4.8%
建物半壊	141棟 0.9%	141棟 0.9%	141棟 0.9%	99,829棟 5.2%
全半壊計	148棟			192,706棟
出 火	0件	0件	0件	257件
建物消失	0棟 0.0%	0棟 0.0%	0棟 0.0%	7,119棟 0.4%
死 者	1人 ≒0.0%	1人 ≒0.0%	1人 ≒0.0%	5480人 0.1%
負 傷 者	46人 0.17%	46人 0.17%	46人 0.17%	34,900人 0.6%
死傷者計	47人	47人	47人	40,380人
指定避難所生活者	512人 1.7%	533人 1.8%	512人 1.7%	32万人 5.6%
上水道断水世帯	地震直後 5,870世帯 74.7% 一日後 3,442世帯 43.8%			130万世帯 阪神地区
下水道 排水困難世帯数	309人 1.67%			
停電世帯	0世帯 0.0%			100万世帯 阪神地区
電話不通世帯	0世帯 0.0%			29万世帯 阪神地区
L Pガス 要点検世帯	62世帯 0.9%			

※ 数値の『0』は、想定上1に満たないもの。

新庄盆地断層帯地震被害想定（村山市）

（平成10年 山形県地震対策基礎調査（参考））

区 分	発災ケース			兵庫県南部地震
	冬季夕方	冬季早朝	夏季昼間	
地震の規模	西部 M6.9			M7.3
	東部 M7.1			
震 度	震度 5 弱～6 弱			震度 4～7
建物全壊	37 棟 0.3%		24 棟 0.2%	92,877 棟 4.8%
建物半壊	289 棟 2.3%		243 棟 2.0%	99,829 棟 5.2%
全半壊計	326 棟		267 棟	192,706 棟
出 火	1 件	0 件	0 件	257 件
建物消失	3 棟 0.02%	1 棟 ≒0.0%	0 棟 0.0%	7,119 棟 0.4%
死 者	4 人 0.01%	4 人 0.01%	2 人 0.01%	5480 人 0.1%
負 傷 者	117 人 0.4%	117 人 0.4%	74 人 0.2%	34,900 人 0.6%
死傷者計	121 人	121 人	76 人	40,380 人
全半壊建物被災者	770 人 2.4%	768 人 2.4%	628 人 2.0%	詳細不明
指定避難所生活者	264 人 0.9%	282 人 0.9%	226 人 0.7%	32 万人 5.6%
上水道断水世帯	566 世帯 7.4%		543 世帯 7.1%	130 万世帯 阪神地区
下水道 排水困難世帯数	0 世帯 0.0%			
停電世帯	1,899 世帯 25.1%		1,857 世帯 24.5%	100 万世帯 阪神地区
電話不通世帯	866 世帯 8.8%		800 世帯 8.2%	29 万世帯 阪神地区

※ 数値の『0』は、想定上1に満たないもの